

アクセスFSA 第36号 (2005年11月)



伊藤前大臣と引継ぎを行う与謝野大臣 (11月2日)



金融審議会第一部会において挨拶する 後藤田政務官 (11月22日)

目 次

【トピックス】
○ 公的資金(優先株式等)の処分の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 「中小企業金融モニタリング(平成17年8月実施)」の取りまとめ結果について・・・・・・・2
○ 広島大学との連携講座「金融検査・監督の制度と理論」の講義開始について・・・・・・・7
○ 偽造キャッシュカード問題に関する実態調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について・・・・・・8
○ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正について
ー貸金業者の取引履歴開示義務の明確化ー・・・・・・・9
○ ノーアクションレター制度がより使いやすくなりました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について・・・・・・・15
○ 保険金等支払管理態勢の再点検及び不払事案に係る再検証の結果について・・・・・・・・・16
○ 貸出条件緩和債権の規定の見直し及びQ&Aの公表について······19
○ 平成 17 事務年度証券会社向け監督方針の公表について・・・・・・・・・・・・20
○ 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成 17 年~18 年)
に基づく地域密着型金融推進計画の概要について・・・25
【法令解説】
○ 銀行法等の一部を改正する法律・・・・・・・・・・・・・・・・28
【金融便利帳】
○ 今月のキーワード:「会計士監査の品質管理」······34
【 金融ここが聞きたい! 】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【お知らせ】
○ 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」の開催について・・・・・・37
○ 「金融庁 電子申請・届出システム」ご利用のお願いについて・・・・・・・39
○ キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ インターネットバンキングにおける不正振込について・・・・・・・・・・・・・41
○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中、新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内・・44
【 10 月の主な報道発表等 】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【トピックス】

公的資金(優先株式等)の処分の考え方について

10月28日(金)、金融庁は、金融改革プログラムに則り、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、考え方の整理を行い、「公的資金(優先株式等)の処分の考え方について」(以下「考え方」という)を公表しました。

「考え方」では、「資本増強行の資本政策を今後とも尊重しつつ、資本増強行を巡る局面の変化に応じ、『納税者の利益』の立場により重きを置いて、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とすることが適当」との考え方に基づき、

- ① 資本増強行の申出による処分を今後とも基本としつつ、
- ② 併せて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、転換権などの優先株式の商品性を裏付けとした適切かつ柔軟な対応を行いうるようにしておくことが必要、
- ③ なお、従来と同様、資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意するとともに、処分を円滑に進めるためにも、引き続き資本増強行の資本政策等をできる限り尊重し、 具体的な対応の検討に際しては当該行と十分協議を行うことが必要、

としたところです。

また、これを受け、同日、優先株式等の処分を所管する預金保険機構において、処分にあたっての基本的方針として「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」 (以下、「当面の対応」という)を公表しました。これは、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について」(平成16年7月8日)を改定したものです。

- (注) 預金保険機構「当面の対応」ポイント
- 資本増強行の申出が基本
- ・加えて、優先株式の商品性や株価の状況等からみて、処分を行うことが極めて有利な状況にある場合(株価が優先株の転換価格の150%程度以上で概ね30連続取引日推移している、などの要件を満たした場合)は、資本増強行と十分協議した上で、資本増強行による申出が見込まれないときは、預金保険機構の判断で転換・売却
- ・従来と同様、資本増強行の健全性維持、市場への悪影響の回避に十分留意

金融庁としては、以上のような考え方に沿って、今後とも適切に対応していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「公的資金(優先株式等)の処分の考え</u> 方について」(平成17年10月28日)にアクセスしてください。

「中小企業金融モニタリング (平成 17 年 8 月実施)」の取りまとめ結果について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等について的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、17年8月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、

公表しました。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

1. モニタリング聴取先について

全国 47 都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、 中小企業家同友会等の経営相談に携わる者 453 人 (176 団体) からヒアリングを行いました。

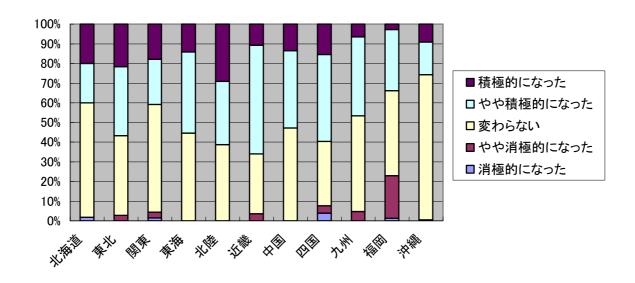
団体先	聴取人数(団体数)					
商工会議所	169人(68)					
商工会	92人 (65)					
商工会連合会	155人(24)					
中小企業団体中央会	27人(14)					
商工会議所連合会	4人(2)					
中小企業家同友会	6人(3)					
合計	453人(176)					

(注) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング 対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

2. ヒアリング結果概要

① 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

各地域毎にばらつきは見られるものの、東北、東海、北陸、近畿、中国、四国において、積極的になった、やや積極的になったとの意見が過半数を超えています。また、消極的になった、やや消極的になったとの意見は11地域中10地域で1割未満となっています。



(参考)

最近3ヶ月の動向		主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
1	積極的になった	22	13. 2%	35	10. 4%	36	11. 2%	54	16. 4%	147	12. 7%
2	やや積極的になった	36	21.6%	102	30. 4%	111	34. 5%	100	30. 4%	349	30.3%
3	変わらない	99	59.3%	179	53.4%	166	51.6%	155	47. 1%	599	52.0%
4	やや消極的になった	9	5.4%	17	5. 1%	8	2.5%	14	4.3%	48	4. 2%
5	消極的になった	1	0.6%	2	0.6%	1	0.3%	6	1.8%	10	0.9%
	合計	167	100.0%	335	100.0%	322	100.0%	329	100.0%	1153	100.0%

- (注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。また、訪問先の事情等により、各財務局のヒアリング件数等に統一性がない(ばらつきがある)ことから「参考」として掲載しました。
- (注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。
- (注3) 上記注1、2により、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

・上記表の「4 やや消極的になった」・「5 消極的になった」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行			金庫 組合	政府系统	金融機関	全体	
新規融資拒否関連	6	35. 3%	11	40. 7%	4	40.0%	7	43.8%	28	40.0%
担保・保証関連	4	23. 5%	8	29.6%	2	20.0%	5	31.3%	19	27. 1%
金利関連	0	0.0%	2	7.4%	3	30.0%	1	6.3%	6	8.6%
融資条件関連	3	17. 6%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	5	7. 1%
審査手続関連	1	5. 9%	4	14. 8%	0	0.0%	2	12.5%	7	10.0%
その他	3	17. 6%	0	0.0%	1	10.0%	1	6.3%	5	7. 1%
合計	17	100.0%	27	100.0%	10	100.0%	16	100.0%	70	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(58件)と上記表の全体の合計回答件数(70件)は一致しません。

② 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

〇 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の8項目を聴取しました。

【聴取項目の内容】

- ア. 融資姿勢に関するもの
- イ. 担保・保証に関するもの
- ウ. 経営指導・創業再生支援に関するもの
- エ. 融資の際の説明態勢に関するもの
- オ. 金融機関の資質・能力に関するもの
- カ. 融資の際の審査期間に関するもの
- キ. 金利に関するもの
- ク. その他

○ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

ア、融資姿勢の実情について寄せられた意見

- ・金融機関の融資姿勢は積極的で、貸し渋りや貸し剥がしの声はほとんど聞かれない。(北海道、東北、近畿、四国、九州)
- ・融資姿勢が積極的になってきた。(北陸、東海、近畿、中国、沖縄)
- ・決算状況だけでなく、将来展望や事業計画の内容にも目を向けるようになってきている。(沖縄)
- ・貸し渋り、貸し剥がし等の話は聞かないが、金融機関は、以前と同様に、とにかく協会保証 を要求しており、プロパー融資には積極的とは思えない。(四国)
- ・借り手企業の財務内容によって融資姿勢に格差があり、二極化している。 (北海道、東北、関東、近畿、四国、九州、福岡、沖縄)

イ. 担保・保証の実情について寄せられた意見

- ・担保重視の姿勢が弱まってきている。(北海道、北陸、四国)
- ・担保重視からキャッシュフロー重視へ転換している。(関東)
- ・担保・保証に依存しない商品の品揃えが良くなり、利用もされている。(関東、東海、近畿)
- ・県の制度融資や金融機関における無担保・無保証等の商品が増え、選択の幅が広がっている。 (関東、中国)

- ・依然として担保・保証に依存した融資姿勢が見られる。(北海道、東海、関東、近畿、四国、 九州、沖縄)
- ・依然として担保保全重視の融資姿勢であり、技術力、ノウハウ、経営資源を加味した融資への 取組姿勢が乏しい。(中国)
- ・無担保・無保証の融資商品が拡充されてきているが、まだ条件及び審査が厳しい。(東北)
- ・無担保・無保証人制度の利用を希望する事業者が多いが、メニューが少ないため苦慮している。 (沖縄)

ウ. 経営指導・創業再生支援の実情について寄せられた意見

- ・北海道において産学官と金融機関が連携した取組みが 10 月にスタートする目処が立つなど、 創業・新規事業支援の取組みが動き始めている。(北海道)
- ・各金融機関とも企業の経営指導・創業再生支援等に積極的に取り組んでおり、リレーションシップバンキングの成果があがってきている。(東北)
- ・リレーションシップバンキングの取組みの結果、金融機関がコンサルティング業務やマッチング業務を行うなど、金融機関の意識改革や企業へのサービスが向上してきていると感じる。 (東海)
- ・経営指導・創業再生支援の分野での積極性は感じられない。(福岡)
- ・地銀、第二地銀は、企業への訪問指導が減少しており、小規模事業者への支援体制が希薄である。(中国)
- ・業績不振の理由を他に転嫁するなど、債務者側の認識が甘い。(近畿)

エ. 融資の際の説明態勢について寄せられた意見

- ・金融機関は説明態勢の強化に努めており、全体としては顧客に十分な説明が行われるように なっている。(北海道、東北、東海、近畿、四国、沖縄)
- ・丁寧な説明を心がけており、説明態勢の充実が図られていると思われる。 (九州)
- ・説明不足と認められる事案もある。(東海、近畿)
- ・支店長、担当者によって説明の深度等が違う。(四国、福岡)

オ. 金融機関の資質・能力の実情について寄せられた意見

- ・金融機関は資質・能力の向上に一生懸命努めており、従前よりも向上した。(北海道)
- ・一部の金融機関では専門性を備えた人材が増えている。また、金融機関の目利き能力はこのと ころ良くなってきている。(九州)
- ・安易に保証協会付融資に頼ることや、現場での経験不足など担当者の目利き能力等が欠如している。(近畿)
- ・転勤等で担当者が代わると融資姿勢が変わるため、担当者の引継ぎには、細心の注意を払って 欲しい。(中国)
- ・担当者によって資質・能力の差が激しい。(中国)
- ・中小企業の技術力等を見極め、評価する能力が不足している。また、研修自体も一過性のもので、組織的・体系的プログラムがない。(北海道)
- ・過去の実績(決算書)が重視されており、経営者の資質や企業の将来性をみていない。(九州)

カ. 融資の際の審査期間について寄せられた意見

- ・全般的に審査期間は短縮しており、素早く結論を出すようになった。(北海道、沖縄、四国)
- ・即決融資的な商品の取扱い及び審査のシステム化により審査期間は短縮傾向にある。(東北、 関東、近畿)
- ・本部審査案件や審査部門を有しない支店を経由する案件は審査に時間がかかっている。(北海 道、東北)

キ. 金利の実情について寄せられた意見

- ・一方的な金利引き上げを要求されたとの声は、最近は聞かなくなった。(四国)
- ・格付けによる金利設定により、結果的に金利が上昇している。(北陸)
- ・企業の業況や財務内容により、優良先とそれ以外の先との金利格差が広がっている。(北海道、 東北、九州)

ク. その他の寄せられた意見

- ・地方の中小・零細企業は、売上減少、経営者、後継者の老齢化、後継者不足により、将来の 返済に不安があり、借入に消極的。(北海道)
- ・中小企業の資金需要は先細り傾向が続いている。(中国)
- ・地域経済の低迷等の影響から業況不振先が多く、融資資金の返済長期化、税金等滞納資金返済 に対する融資申込等、後ろ向きな資金需要が目立っている。(関東)

③ 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・今回の質問調査事項は、以下のとおりです。

金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] (改訂版) の中小企業への浸透状況について

【寄せられた主な意見】

- ・金融検査マニュアル別冊の存在は知っているものの、その中身まで知っている中小企業は少ない。
- ・説明会等を通じて経営指導員へ周知を図っており、徐々にではあるが、中小企業にも浸透して きている。
- ・金融機関の融資姿勢が積極的になった事情もあり、中小企業側も切迫感がなくなってきており、 金融検査マニュアル別冊の浸透度合いは薄れつつある。
- ・リーフレットには専門用語が多く使われているので、中小企業者向けとしては解りづらい。
- ・数多くのリーフレットよりも、新聞への一面掲載が有効である。

3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

(1)ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

(2) 意見交換会における要請(金融庁での活用)

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会(毎月開催)等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例について紹介しています。具体的には、事業からのキャッシュフローを重視し、過度に担保・保証に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

(3) 地域金融円滑化会議の活用等 (財務局等での活用)

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」(金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成)や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>『17 年8月に実施した「中小企業金融モ</u>ニタリング」の取りまとめ結果の公表について(平成17年10月26日)』にアクセスしてください。

広島大学との連携講座「金融検査・監督の制度と理論」の講義開始について

金融庁では、平成12年6月の金融審議会の答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及されて以来、金融経済教育の推進に取り組んでおります。金融改革プログラムにおいても「金融経済教育の拡充」を盛り込み、これを踏まえ、本年3月に大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置する等、その取組みを強化しています。

他方、広島大学においても、昨年度より同大学大学院社会科学研究科において、「金融リスク管理学」をテーマに日本銀行と連携講座を実施しており、同研究科の更なる教育研究体制の拡充を図るとともに、「金融・資本市場分析」分野においても即戦力となり得る人材を養成するため、当庁と連携講座を開設することとなりました。

金融庁は、同大学院社会科学研究科社会経済システム専攻のファイナンス・プログラム(社会人向けプログラム)において開設した連携講座において、本年 10 月8日より「金融検査・監督の制度と理論ー金融行政の基本的枠組みと考え方」というテーマで講義を開始しています。

同講義では、金融業務の経験者又は金融の基礎理論を修得し金融実務に関心がある者を対象に、金融 行政の基本的な枠組み・考え方を教授していくこととしており、特に、金融行政上重要となるいくつか のトピックについて、金融検査・監督の制度の内容や考え方に即して、どのように金融システムの安定、 金融機関の業務の健全性の確保及び金融機能の円滑化を図っていくべきかというテーマに重点を置き、 必要に応じて模擬事例を踏まえつつ、講義をすすめていきます。

今後とも、こうした連携講座の開設をはじめ、金融経済教育のより一層の推進に努めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「広島大学との連携講座「金融検査・監督の</u>制度と理論」の講義開始について」(平成17年10月7日)にアクセスしてください。

偽造キャッシュカード問題に関する実態調査について

偽造キャッシュカード被害について、平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までに発生した被害を中心に実態調査を取りまとめ、10 月 14 日に公表を行いました。

なお、16年9月以前に発生した被害については、17年2月22日に公表しております。

なお、今回の調査で判明した被害発生要因や被害の状況について、主な特長を以下のとおり列挙しましたので、今後の被害防止等の参考としてください。

<被害発生要因>

- スキミング等の心当たりのある場所として、ゴルフ場が大半。
- 被害者が被害に気付くまでの日数は、3日以内が24%。
- 〇 暗証番号の状況は、生年月日を用いているものが半数近く(47%)あるが、前回調査時(47%) より減少。
- 性別では大半が男性であるが、年齢別でみると、…各年代(30代~60代)幅広い。

<被害の状況>

- 〇 コンビニA TMでの引き出しが増加。
- 深夜帯(特に23時~2時)における引き出し回数・金額が引き続き多い。

〇 引出しの口座所在地・引出し地共に、関東地区に集中。

また、最近、ATMコーナーにおける盗撮事件やインターネットバンキングにおいて、スパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「偽造キャッシュカード問題に関する実態</u> 調査について」(平成17年10月14日)にアクセスしてください。

また、本号内の**【お知らせ】**コーナーにこれらの被害に遭わないための<u>注意喚起文</u>を掲載しておりますので、あわせてご覧下さい。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に 関する公表について

1. 経緯

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に 有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの質問、相談、意見等(以下、「相談等」 という。)に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」という。)」を本年7 月19日に開設しました。

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例のポイント等については、四半期毎に公表することとしており、今回の公表(10月 27日付)は、相談室開設日の7月 19日から9月 30日までの間におけるものです。

2. 公表概要

- ① 7月19日から9月30日までの間において6,573件の相談等を受け付けており、一日あたりの平均は126件となっています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 1,774 件(27%)、保険商品等が 2,487件(38%)、投資商品等が 1,534 件(23%)、貸金等が 660 件(10%)、その他が 118 件(2%) となっています。
- ③ 各分野ごとの特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するもののうち、預金業務については、預入れ時の説明態勢、ペイオフや偽造・盗難キャッシュカードなどの一般的な質問等、融資業務については、融資の実行・返済に関すること等の相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金等の支払いに関すること、保険金等の請求時における保険会社 の対応に関すること、募集時等における保険会社側の説明態勢に関すること等の相談等が多く寄 せられています。
 - ハ 投資商品等については、外国為替証拠金取引に関することやネット証券会社におけるシステムトラブルに関すること、未公開株式の取引に関すること等の相談等が多く寄せられています。
 - 二 貸金等については、貸金業登録の有無に関する照会や不適正な行為等に関すること等の相談等 が多く寄せられています。
- ④ 相談室で受け付けた相談等のうち、主なものについては、「相談事例等とアドバイス等」として、 それぞれの分野から7つの事例を紹介しています。

(参考) 7つの事例の内容

イ 悪質な業者が利用する金融機関口座に係る情報の提供

- ロ 保険内容の顧客説明に関する相談等
- ハ 告知義務に関する相談等
- ニ 保険金の支払いに関する相談等
- ホ 外国為替証拠金取引に関する相談等
- へ 未公開株式の取引に関する相談等
- ト 違法な金融業者等からの借入れに関する相談等
- ⑤ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報(注)も寄せられており、利用 者全体の保護や利便性向上の観点から、必要に応じて関係機関への情報提供、当該金融機関に対す るヒアリングの実施など、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。
 - (注)検査・監督上参考となる情報
 - イ 貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の提供
 - ロ 悪質な業者が利用する金融機関口座に係る情報の提供
 - ハ 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為(投資経験のない者に対する勧誘、断定的判断の提供、 無断売買、精算金の返還遅延等)に関する相談等
 - 二 保険会社の営業員等の不適正な行為(不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り 等)に関する相談等

3. 今後の取組み方針

相談室は、「<u>金融改革プログラム</u>」における「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」の施策の一環として開設したものであり、今後も、「金融改革プログラム」において、将来の望ましい金融システムのあり方として掲げる「利用者の満足度が高い金融システム」の実現に資するよう、相談室を適切に運営してまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について』(平成17年10月27日)にアクセスしてください。また、金融サービス利用者相談室については、金融庁ホームページの「ご意見・情報を受け付けます」から「当庁に設置されている各種窓口の案内・一般的なご意見・ご質問・情報提供」をアクセスしてください。</u>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正について - 貸金業者の取引履歴開示義務の明確化 —

1. はじめに

金融庁は、「貸金業者には取引履歴の開示義務がある」とした最高裁判決を踏まえ、貸金業規制法 上も取引履歴の開示義務を明確化し、あわせてその際の本人確認手続についても規定するため、貸金 業関係の事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)を改正しましたので、今回の改正の経緯及び その概要について説明させていただきます。

2. ガイドライン改正の経緯

最高裁は、本年7月19日の第三小法廷判決において、貸金業者には、貸金業規制法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示する義務があることを判示しました。

ここで、貸金業規制法 13 条 2 項は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段の使用を禁じる規定ですが、「不正」とは「違法」を指すため(ガイドライン3-2-2本文)、最高裁判決で信義則(民法 1条 2 項)違反とされた取引履歴の開示の違法な拒否は、貸付けの契約に係る債権の管理の業務に当たっての不正な

手段の使用にあたることとなり、行政処分の対象となり得ることとなります。今回のガイドラインの 改正は、最高裁判決によってもたらされた上記の貸金業規制法の適用関係について明確化し、周知し ようとするものです。

さらに、今回の改正においては、これとあわせて、貸金業者が取引履歴の開示を求められた際の本人確認手続についての留意点を示す規定を設けました。取引履歴も個人情報である以上、不当に第三者に渡ることのないよう、その開示に当たっては十分かつ適切な本人確認が求められますが、実際には、どの程度厳格に本人確認を行うかについて混乱があり、請求者に過重な手続的負担を課す業者も存在したようです。そこで、請求者に過度の負担を課すべきでないとの基本的な考え方を明記した上で、その観点から、貸金業者として留意すべき事項を示すこととしたものです。

今回の改正は、8月12日から9月2日までのパブリックコメント手続を経て、10月14日に公表され、11月14日から施行されております。また、10月14日にはパブリックコメントの結果も公表しており、お寄せ頂いたコメントへの回答では、様々な事項について詳細に説明しておりますので、併せて参照していただきたいと考えております。

3. 改正の概要

(1) 取引履歴の開示義務の明確化(ガイドライン3-2-2(6)関係)

ガイドラインの3-2-2(6)は、顧客、顧客に代わり保証債務を履行しようとする者、顧客の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁済を行おうとする者(以下「顧客等」といいます。)又は顧客等の代理人が、債務額の検証等、債務内容の正確な把握のために取引履歴の開示を求めた場合に、これを不当に拒むことは、貸金業規制法 13 条 2 項に該当するおそれが大きい行為であるとしています。

パブリックコメントへの回答にも示しておりますが、貸金業規制法違反となるおそれが大きいのは、開示を「不当に」拒む行為です。「不当に拒む」ことには二つの意味があります。一つは、形式的には開示拒否に該当しなくとも、実質的に開示を拒むことは開示拒否として扱われるということです。例えば、顧客等にとってより負担の少ない方法で本人確認が可能であるにもかかわらず、貸金業者が過重ないし不必要な本人確認要件を課すことはこれに該当します。もう一つの意味は、貸金業者は場合によっては開示を拒みうることがあり、こうした場合には開示を「不当に拒む」ことに該当しないということです。例えば、弁護士等の有資格者以外の者が、債務整理に伴い報酬を得る目的で開示請求を行う場合に貸金業者が開示を拒むことは、不当な開示拒否に該当しないと考えられます。

(2) 開示に係る本人確認手続(ガイドライン3-2-8(1)関係)

前述のとおり、顧客等は、貸金業者の負う信義則上の開示義務を根拠として取引履歴の開示請求を行うことが可能です。この場合の開示請求は個人情報保護法に根拠を有するものではありませんが、取引履歴が個人情報に該当する以上、貸金業者は一定の本人確認を行う必要があります。ただし、本人確認を行う際に、開示請求者に過度の負担を課すべきではありません。ガイドラインにおいては、この基本的な考え方を明記した上で、従来実務において合理的な方法として定着してきた請求・確認手続をも踏まえつつ、本人確認に当たって留意すべき事項について列記しています。

以下、【】内は、対応するガイドラインの項を示しています。

① 顧客等自身による開示請求の場合

本人確認のための方法として、本人確認法上求められる本人確認書類(免許証等)の提示による確認方法は、開示請求者が過去に貸金業者と取引関係にない場合や、開示請求に際して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合など、本人確認を特に慎重に行う必要のある場合には適切と考えられます【3-2-8(1)①イ】。

他方、開示請求者が貸金業者と取引関係にあり、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等(例えば顧客の氏名及び顧客番号)による確認など、請求者にとってより負担の少ない方法が存在する場合には、その方法により本人確認をすることが適切です【3-2-8(1)①ロ本文及び注書き】。

また、貸金業者が、顧客等との面談や電話の際に開示請求を受けた場合には、既に本人確認が

なされているものであり、改めて本人確認書類等の提示を求めることは不適切です【3-2-8(1)① \land 】。

② 顧客等の代理人が開示の求めをする場合

代理人を通じての開示請求については、(i)開示請求を行う顧客等が開示請求の対象である取引履歴に係る本人であること、(ii)当該顧客等から代理人に委任がなされたこと、及び(iii)開示の求めを行う者が代理人本人であることの三点を確認する必要があると考えられます。このうち(i)については、顧客等自身が開示を請求する場合と同様、顧客等にとってより少ない負担で確認しうる方法がある場合にはその方法によることが適切です【3-2-8(1)②】。

③ 弁護士又は司法書士が顧客等の代理人として開示の求めをする場合

弁護士及び司法書士については、その他の者が代理人である場合よりも信頼度が高いと考えられますが、一定の確認は必要と考えられることから、今回のガイドライン改正においては、従来の実務も踏まえつつ、以下のような留意点を示しています。

まず、委任関係の確認については、弁護士又は司法書士から、開示請求について顧客等から委任を受けた旨の通知(債務整理に係る受任の通知を含む)を受け、通知に記載された顧客等に係る本人確認情報が十分であること等により、委任関係を推認し得る場合には、特段の不審な点がない限り、委任状の提示を求める必要はありません【3-2-8(1)③イ】。実務で用いられるいわゆる受任通知についても、その通知上に顧客等の本人確認情報が十分に記載されていれば、通知上の情報と貸金業者の保管書類の記載事項に齟齬があるなどの不審な点がない限り、改めて委任関係を示す書類は必要ないということになります。

また、代理人に係る本人確認については、弁護士又は司法書士からの開示請求書上に所属事務所の住所等連絡先が記載されている場合には、弁護士会又は司法書士会への照会により身元の確認が可能であるため、特段の不審な点がない限り、当該代理人について本人確認書類等の提示を求める必要はありません【3-2-8(1)③ α 0]。

最後に、貸金業者と顧客等との面談や電話の際に、当該顧客等から開示請求や債務整理等を代理人に委任する意思表示があり、弁護士又は司法書士である代理人から遅滞なく受任の通知がされた場合には、特段の不審な点がない限り、改めて本人確認書類等や委任状の提示を求めることは不適切です【3-2-8(1)③n】。

4. おわりに

以上、取引履歴の開示に関するガイドラインの改正について説明させていただきました。取引履歴は顧客等が債務内容を正確に把握するために重要な情報であることから、貸金業者が改正ガイドラインに従い、顧客等の開示請求に適切に対応することは、利用者保護に資すると同時に、これによる業務の透明性の向上及び必要な場合に常にこれを確認し得るという顧客の安心感の醸成を通じ、貸金業に対する利用者の信頼感を高めることにつながることが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「事務ガイドライン(第三分冊:金融会</u> 社関係)の一部改正について」(平成17年10月14日)にアクセスしてください。

ノーアクションレター制度がより使いやすくなりました

金融庁では、かねてより法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度(注))の適切な運用を 図ってまいりました。皆様からの実績は昨年度が9件、今年もこれまで2件のご利用をいただいている ところです。

金融改革プログラムにおいては、金融行政の透明性・予測可能性を向上させる観点から、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げているところであり、その具体的な取組みとして、今般、ノーアクションレター制度の改善要望に関するアンケートを実施するとともに(実施期間は平成 17 年 6 月 7 日から 7 月 4 日)、アンケート結果を踏まえて制度の一部改正を行いました。

そこで、今回は、改正の内容とアンケート結果の概要をお知らせいたします。なお、これらの詳細については、平成 17 年 10 月 7日に金融庁のホームページにて公表しておりますのでご覧ください。本改正の内容を含め、本制度の仕組みをご理解いただき、ご利用いただければ幸いです。

なお、ノーアクションレター制度の内容については、金融庁のホームページの「インフォメーション」内<u>「法令解釈に係る照会手続(ノーアクションレター制度ほか)」から「法令適用事前確認手続」</u>をご覧ください。

(注) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) とは

民間企業等が事業活動を行う上で、新しい商品の販売やサービスの提供を行おうとする際に、 その新たなビジネスが法令に違反するかどうかを事前に確認するものです。

照会者名並びに照会及び回答内容は、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、公表することとしています。

政府の閣議決定を受け、金融庁では手続の細則を策定し、平成13年7月16日より運用を開始しています。

〇 改正の内容

改正のポイントは次の3点です。

① 回答期間について、細則に「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記。

これは、一部に30日を超える期間はビジネスの感覚では長いという意見があったことを踏まえ、決められた期間内でなるべく早くお答えするよう努める旨明示することとしたものです。

② 回答を行わないことができる事案から、「申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照 会」を削除。

これは、近々法令改正予定案件は今後の法令改正予定時期などを回答すべきといった声に応えたものです。

③ 照会書及び回答書の参考様式を導入。

これは、照会する際の書面の作成の便に資するよう参考様式を導入したものです。

〇 アンケート結果

ご参考までに、上記改正を行う際に踏まえたアンケート結果の概要を以下に掲載します。

なお、有効回答数は 263 で、アンケートの一部で複数回答や無回答がありましたので、合計が 100%にならない箇所があります。

1. ノーアクションレター制度について 金融庁のノーアクションレターをご存知ですか。



■知っている (85.2%)

□知らない(14.8%)

2. 現行制度について

(1)対象範囲について

金融庁のノーアクションレター制度における対象範囲は、金融庁所管の法令に関する事項であって、以下の要件のいずれかを満たすものですが、これについてどのように考えますか。

- ① その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ② その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ③ その事業や取引を行うことによって、業務停止や 免許取消等(不利益処分)を受けることがないかど うか



- ■広すぎる(0.4%)
- □適当である(91.6%) □狭すぎる(6.8%)

(2) 照会者の範囲

金融庁のノーアクションレター制度における照会者は、以下の要件の全てを満たすものですが、これを適当であると考えますか。

- ① 自己の事業活動に限定されていること
- ② 具体的行為に関することに限定されていること
- ③ 公表に同意している者に限定されていること



- □適当である(72.6%)
- □不適当である(27.4%)

(3) 照会の方式

照会書面には、法令適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていることが要件とされていますが、これをどのように考えますか。



- □適当である(92.0%)
- □不適当である(7.6%)

(4)回答期間について

金融庁のノーアクションレター制度では、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に回答することになっていますが、 これについてどのように考えますか。



(5)回答を行わない事案について

「判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会」を含む7事案に該当する場合は、金融庁は回答を行わないことができるとされていますが、これについてどのように考えますか。



(6) 照会者並びに照会及び回答内容の公表について

金融庁のノーアクションレター制度では、照会者並び に照会及び回答内容につき公表することとされており ますが、照会者が希望する場合には、その理由に応じ 公表を延期する制度を設けています。

照会者並びに照会及び回答内容を公表することへの同 意を要件としていることは適当と考えますか。



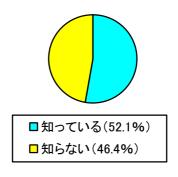
(7) 公表の方法について

照会者並びに照会及び回答内容の公表の時期は原則として回答から 30 日以内とされていますが、これについてどのように考えますか。



(8) 公表の延期について

①照会者並びに照会及び回答内容の公表は、合理的な 理由がある場合には例外的に時期を延期することが 認められていますが、このことを知っていました か。



②公表の延期の要件としている合理的な理由を細則に 例示すべきと考えますか。



※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「金融庁における法令適用事前確認 手続に関する細則の改正に係る公表について(平成17年10月7日)」にアクセスしてください。

適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた 対応策について

金融庁では、平成16年4月から施行された改正公認会計士法によって新たに設置された公認会計士・ 監査審査会等の関係機関とも連携して公認会計士監査の充実・強化に努めてきました。

そうした中で、公認会計士をめぐる昨今の非違事例については、改正公認会計士法の施行前の問題ではありますが、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が生じているものと認識し、厳正な会計監査を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、追加的にどのような方策を講ずることが適当かつ可能か検討を重ね、本年10月25日に、公認会計士・監査審査会とともに<u>「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」を公表しました。</u>

その中では、具体的に、以下の方策を推進することとしています。

1. 4大監査法人に対する早急な検査等の実施

公認会計士・監査審査会は、

- ① 4大監査法人に対し、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。その際、改善すべきものが認められれば、所要の措置を講じる。
- ② 検査で指摘された事項の改善状況について、各法人に対しフォローアップを行い、1年以内に改善が進捗しない場合には、所要の措置を講じる。
- ③ 4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について公表することにより、会計監査に対する信頼確保に資するよう努めることとしました。

2. 公認会計士に係るローテーションルールの見直し

監査人の独立性確保等の観点から、現行継続監査期間7年、インターバル2年となっているローテーションルールについて、4大監査法人の主任会計士においては、今後、継続監査期間5年、インターバル5年へと見直しを図るためのルール整備を日本公認会計士協会に要請することとしました。

3. 品質管理基準の策定等

監査の品質管理の強化の観点から、監査の品質管理基準を速やかに策定し、これを受けて各監査法人においては、来年3月までに品質管理システムの整備を行うことを求めることとしました。また、会計監査において、企業や企業環境についての十分な理解に基づき、虚偽の表示が生じるリスクを的確に分析し、リスクの態様に応じた適切な監査手続が選択されていくよう、監査基準を改訂することとしました。なお、10月28日に、企業会計審議会は、改訂監査基準等をとりまとめ公表しています。

4. 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

開示企業における財務報告に係る内部統制の有効性に関して、経営者による評価と公認会計士による監査のあり方について、企業会計審議会における基準等の検討作業を加速するとともに、制度面での整備についても検討を進めることとしました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「適正なディスクロージャーと厳正な会</u> 計監査の確保に向けた対応策について(平成17年10月28日)」にアクセスしてください。

保険金等支払管理態勢の再点検及び不払事案に係る再検証の結果について

1. 報告徴求の概要

適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として生命保険事業を運営していく上で必要不可欠なものです。しかしながら、今般、明治安田生命において、詐欺無効の規定を不適切に適用し、死亡保険金等を不払いとする不適切な取扱い等の生命保険事業の信頼を損なう事象が発生しました。このような事態を踏まえ、7月26日に、生命保険会社全社に対して、

- (1) 平成 12 年度から平成 16 年度までの間の保険金・給付金(以下「保険金等」)の不払事案について、各年度毎に、法令、当時の募集状況、約款及び事業方法書等に照らし、真に適正であったか否かの再検証の結果
- (2) 保険金等支払いに関する重要な事項の決定等についての経営陣の関与の状況等、支払管理態勢の再点検の結果

について、保険業法に基づき、9月30日を期限として、その結果について報告を求めたところです。

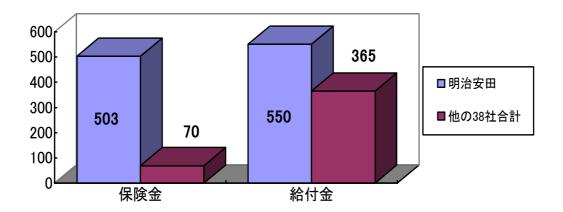
2. 各社からの報告の取りまとめ結果

(1) 不払事案に係る再検証の結果

不適切な不払件数は、保険金、給付金の何れにおいても、明治安田生命の件数が他の 38 社合計 に比べて突出しています。

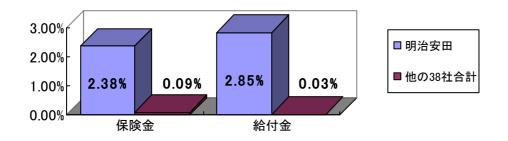
なお、不適切な不払いと判断した事案に係る各社の追加支払額は、明治安田生命が保険金 49.4 億円、給付金 2.6 億円、他の 38 社合計が保険金 19.3 億円、給付金 0.7 億円となっています。

【不適切な不払件数】



不払件数に占める不適切な不払いの比率についても、明治安田生命が保険金、給付金とも 38 社合計に比べて突出しています。

【不払件数に占める不適切な不払いの比率】



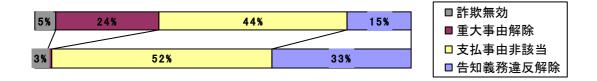
不適切な不払いの内容を事由別に見ると、保険金では明治安田生命の詐欺無効・重大事由解除が突出しており、給付金では明治安田生命の重大事由解除が突出しています。

主な不適切な不払いの事例としては、明治安田生命においては、本人が病名を承知していないものに対して詐欺無効を適用したものや、告知義務違反が解除期間、除斥期間を超過して問えなくなったものへの代替措置として、重大事由解除を適用したものなどがあり、他の38社においては、手術内容を給付非該当のものと誤認して支払事由非該当としたものや、請求事由と不告知事項の因果関係が問えないものへの告知義務違反解除を適用したものなどがあります。

【不適切な不払いの内容:保険金】

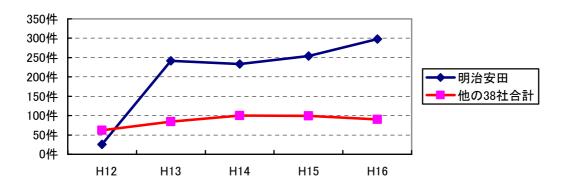


【不適切な不払いの内容:給付金】



不適切な不払いの年度別推移では、明治安田生命が平成 13 年度から件数が急増している一方で、38 社合計の動向を見ると、概ね50件から100件程度で横ばいとなっています。

【不適切な不払いの年度別推移】



不適切な不払いの発生原因について、不払事由区分と組み合わせて分析したところ、明治安田生命では、詐欺無効の不適切な適用や約款等に基づく不払事由を拡大解釈して適用するなど、意図性に基づくものであり、他の 38 社合計では、事実関係の調査確認不十分、事務的な確認不十分によるものが中心であり、内容面でも相違があることが認められました。

(2) 支払管理態勢の再点検の結果

明治安田生命以外の38社から報告された再点検の結果を見ると、不適切な不払事案の発生に直ちにつながるような共通の問題点は認められませんでしたが、以下のような要改善点が認められました。

- ① 支払査定基準の改定等に関して、相当数の社において、例えば支払担当役員や部長限りで決定がなされるなど、取締役会等や他部門による検証が十分に行われていない。
- ② 社外の法的専門家や学識経験者等もメンバーに加え、外部による支払査定の適切性をチェックする仕組みを設けている社はない。
- ③ 経営陣に当然報告されているべき不払状況について、取締役会等に全く報告がなされていない社が全体の四分の一を超えている。
- ④ 支払担当部門への牽制機能に関して重要な役割を果たすべき不払いや苦情への対応について、 支払担当部門内部で処理している社が全体の三分の一を超えている。

3. 当局における今後の対応

当局としては、今般の報告徴求により把握した問題点を踏まえ、検査・監督を通じて各社における 保険金等支払管理態勢の改善・整備を促して参るとともに、保険金等の不適切な不払いという重大な 問題を招いた原因の分析結果等を踏まえ、保険会社向けの総合的な監督指針の改訂を含めた何らかの 方策を考えていきます。

なお、10月28日に、生命保険協会に対して、保険金等の不払全般に関する業界自主ガイドラインの策定、苦情・相談対応体制の強化などを含め、迅速かつ適切な保険金等支払管理態勢の確立及び保険契約者等の保護に十全を期するための方策についての検討を、平成18年1月末を期限として求めています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「保険金等支払管理態勢の再点検及び不</u> 払事案に係る再検証の結果について」(平成17年10月28日)をアクセスしてください。

貸出条件緩和債権の規定の見直し及びQ&Aの公表について

本年10月28日に策定・公表した<u>「主要行等向けの総合的な監督指針」</u>においては、貸出条件緩和債権に関する銀行法施行規則の解釈について、**①経営再建・支援目的の明確化、②基準金利の設定方法等の規定の明確化、③その他解釈の明確化**を実施し、併せて、当該規定に係る関係者からの質問等をQ&Aのかたちで取りまとめ、「貸出条件緩和債権関係Q&A」として同日公表しました。

貸出条件緩和債権は、銀行法施行規則で規定されている不良債権(リスク管理債権)の一類型です。 同規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)では、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金」と定義されています。

同規定が平成 10 年 12 月に施行されたことを受け、11 年 3 月末に「事務ガイドライン第一分冊:預金取扱い金融機関関係」が改正され、貸出条件緩和債権の要件の一つである「債務者に有利となる取決め」の例示として、「金利減免債権」、「金利支払猶予債権」、「元本返済猶予債権」等が定義され、開示基準が明確化されました。

その後、15 年 5 月、産業再生機構の設立を契機に、企業再生に関わる関係者の予見可能性を高める ため、同ガイドラインの改正が行われ、開示基準の更なる明確化が図られました。具体的には、貸出条件緩和債権の判定・卒業の基準に基準金利を導入するとともに、産業再生機構を始めとした企業再生の 関係者が、貸出条件緩和債権からの上方遷移の予見可能性を高めるための規定の整備が行われました。

当時の改正において、基準金利は「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」と定義され、また、「経済合理性に従って設定されるべき」と規定されました。ただ、事務ガイドラインのレベルではその「経済合理性」の解釈を明確に示しておらず、「設定が恣意的でなく、信用リスクに見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できるもの」という考え方が一般的な理解として普及していたため、独自に設定した方法に基づき算出した個々の債権ごとの理論値を基準金利として用い、その金利が「通常適用される新規貸出実行金利」と大幅に乖離したものとなっているケースが一部にみられたところです。

このように基準が必ずしも明確でなかったことによって発生していた実務上の問題等を踏まえ、今般、「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定を機に、基準金利の設定方法の明確化を含む貸出条件緩和債権の規定全般の見直しを行うことし、さらに、そのQ&A(「貸出条件緩和債権関係Q&A」)も公表した次第です。Q&Aでは、今回の改正のポイント、中小・地域金融機関への適用の仕方、改正内容の適用時期や、今回明確化した規定についての運用上の詳細等について説明をしています。

以下、貸出条件緩和債権の規定の今回の改正内容について概要をご説明します。まず、「**①経営再建・支援目的の明確化**」についてですが、今回の改正では、「債務者の経営再建・支援目的」が無いと認められる場合には、貸出条件緩和債権に該当しないことを明確化しました。そして、Q&Aでは、経営再建・支援目的が無いと認められる事案を例示しています(例えば、当該条件緩和が、他の金融機関との競争上の観点から決定されたものであったり、当初約定時点から決められていたものであったりする場合など)。

次に、「②基準金利の設定方法等の明確化」についてですが、今回の改正では、債務者の信用リスクに応じた適切かつ精緻な区分を設け、区分ごとの新規貸出約定金利を加重平均した「新規貸出約定平均金利」を基準金利とし、ある区分において、「新規貸出約定平均金利」が、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(区分ごとの平均

的な信用リスク等を反映した理論値)を著しく下回る場合には、当該金利(理論値)を当該区分における基準金利とすることとしました。そして、Q&Aでは、新規貸出約定平均金利や理論値の算出方法等について、詳細な説明をしています。

最後に、「**③その他解釈の明確化**」についてですが、今回の改正では、**個々の貸出条件緩和類型の規定、貸出条件の変更を行っていない貸出金の取扱い、卒業基準、「実現可能性の高い抜本的な計画」の要件等について、見直し・明確化を行いました。**そして、Q&Aでは、これらについてより詳細な説明を加えています。

今回の貸出条件緩和債権の規定の見直し及びQ&Aの公表により、貸出条件緩和債権の規定が明確になるとともに、従来生じていた実務上の問題が解決されることを期待しています。また、今後、今回明確化された規定について実務上の問題が判明すれば、当該規定或いはQ&Aの内容を適宜柔軟に改定していきたいと考えています。

リスク管理債権(銀行法)

破綻先債権 (未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じている まの)

延滞債権 (未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの)

3 ケ月以上延滞債権 (元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く)

貸出条件緩和債権 (債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記に該当するものを除く)



※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「「貸出条件緩和債権関係Q&A」の公表</u>について」(平成17年10月28日)にアクセスしてください。

平成 17 事務年度証券会社向け監督方針の公表について

金融庁では、本年7月15日に策定・公表した<u>「証券会社向け総合的な監督指針」</u>(以下、「監督指針」という。)を踏まえて、「監督に当たっての重点事項を明確化するため」に、去る10月4日に<u>「平成17事務年度証券会社向け監督方針」</u>(以下、「監督方針」という。)を策定・公表しました。本監督方針の概要は、以下のとおりです。

(注) 平成17事務年度: 平成17年7月から平成18年6月

I. 基本的考え方

1. 証券業の現状認識

平成16年12月に公表された「<u>金融改革プログラム</u>」においては、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「民」の力によって実現することを目指すこととされています。このような「金融サービス立国」の実現に向けた改革を通じて、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトし、「貯蓄から投資へ」の流れが

加速されることが期待されています。

証券業を取り巻く状況については、「金融改革プログラム」以前から、金融行政当局が証券市場の 仲介者である証券会社の新規参入の容易化や業務の自由化等の環境整備を行ってきたこともあり、

- ① 株式売買委託手数料の自由化による収益構造の変化、
- ② 上場投資信託を始めとした各種投資信託や証券化商品の増加に見られるような商品の多様化
- ③ インターネット取引の増加や証券仲介業の開始等に見られる販売チャネルの多様化、
- (4) コングロマリット化の進展、
- ⑤ いわゆる投資銀行業務 (M&A 等の助言、証券化関連業務等) や伝統的な証券業務以外の業務 (プリンシパル・インベストメント業務等)の増加、といった変化が見られます。

こうした状況変化の下で、利用者満足度の高い金融システムを実現するためには、証券市場の仲介者・参加者である証券会社が利用者ニーズを重視し、投資者保護を意識した適正な業務運営を行うことが期待されています。

2. 基本的考え方

証券業についてのこのような現状認識の下、「監督指針」に基づき、以下の基本的考え方に留意 しつつ厳正で実効性のある監督行政を遂行することとしています。

(1) 検査・監視部局との適切な連携の確保

検査・監視部局との間で適切な連携を図り、実効性の高い証券会社の監督を実現するため、監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点を検査・監視部局に還元することとしています。また、検査を通じて把握された問題点については、証券会社による問題点の改善状況をフォローアップし、その是正を促すとともに、必要に応じて、行政処分等の厳正な措置を講じることとしています。

(2) 証券会社との十分な意思疎通の確保

監督指針に基づき、証券会社との間での日常的なコミュニケーションの確保に努めるとともに、 監督当局からの情報発信として、証券法令解釈事例集の内容の拡充やノーアクションレター、一 般的な法令解釈に係る書面照会手続等を通じて証券会社等の法令理解の向上を促すこととしてい ます。

また、監督指針の内容の周知徹底を図ることとしています。

(3) 証券会社の自主的な努力の尊重

監督当局は、証券会社の自己責任原則に則った経営管理、業務運営等を法令等に基づき検証し、問題の改善を促す立場にあることを踏まえ、証券会社の業務運営等に関する自主的な努力を尊重するよう配慮することとしています。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

限られた監督資源を有効に利用する観点から、効率的かつ効果的な監督事務を行う必要があります。

その際には、自主規制機関については、市場の実情に精通している業者が自らを律していくことにより投資家からの信頼を確保する機能を担っていることを踏まえて、監督当局と自主規制機関の間で連携を密接に行うこととしています。

コングロマリットの監督に当たっては、関係部局との間で連携を図りつつ、「金融コングロマリット監督指針」を踏まえた適切な監督行政を遂行することとしています。

また、証券会社の監督を行うに当たっては、特に以下に掲げる事項に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

Ⅱ.重点事項

本監督方針においては、**①経営管理の強化、②適正な業務運営の確保、③財務の健全性の確保**の3 つの分野における監督上の重点事項を明確化した上で、それぞれの事項について、ヒアリング等を通じ て、証券会社の取組みを検証するとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を 行うこととしています。

1. 経営管理の強化

(1)経営者の法令等遵守意識の向上

証券会社の適正な業務運営を確保するためには、第一に法令等の遵守の徹底が求められるところであり、そのためには、経営者が率先して法令等遵守態勢の整備に取り組む必要があります。

しかしながら、最近の行政処分の事例によれば、経営者自身による法令違反への関与、経営者の独断専行に対する取締役会の不十分な牽制、経営者の法令等遵守態勢の整備への不十分な関与が散見されます。

こうした状況を踏まえ、行政処分後の改善状況のフォローアップ及び総合的なヒアリング等を 通じて経営者の法令等遵守意識の向上や法令等遵守態勢の整備に向けた経営者の取組み状況を重 点的に検証することとしています(法令等遵守態勢・内部管理体制についての個別の重点項目に ついては、「2. 適正な業務運営の確保」参照)。

(2) リスク管理部門及び内部監査部門の強化

経営者が社内で法令等の遵守を徹底し、あるいは、リスクを適切に管理する上で、リスク管理 部門及び内部監査部門が果たすべき役割は大きいものと考えられます。特に、業務が大規模又は 複雑になるほど経営者の目が十分に行き届かなくなるおそれがあることから、これらの部門の重 要性は増してくると考えられます。

こうした認識に基づき、総合的なヒアリング等において、経営者が、これらの部門の重要性を 適切に認識した上で実効的な体制を構築しているかを重点的に検証することとしています。

具体的には、システムリスクや役職員が事故・不正等を起こすことにより証券会社が損失を被る事務リスクを含めたリスクについて、リスク管理の方針等が適切に策定され、それに基づき実効性のあるリスク管理を行うためのリスク管理部門が構築・運用されているか検証することとしています。

また、内部監査部門については、内部監査報告書等に基づく内部監査の実施状況についてのヒアリング等を通じて、内部監査体制が実効性のあるものになっているか、特に、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の実効性についての同部門による検証が適切になされているかどうか検証することとしています。

(3) 金融コングロマリットの経営管理についての対応

証券会社が金融コングロマリットに属する場合は、「金融コングロマリット監督指針」を踏まえ、当該金融コングロマリットの経営管理会社による管理の実効性及び経営管理会社と証券会社の連携関係について検証することとしています。

なお、金融コングロマリットにおいて、グループ全体で経営管理会社により直接ビジネスラインごとの管理が行われている場合であっても、当該金融コングロマリット内の証券会社の経営者は、自社の各ビジネスラインの業務を的確に把握し、適切な管理を行う必要があります。

2. 適正な業務運営の確保

(1) 利用者本位の業務運営のための態勢の整備

① 説明・勧誘態勢の確立

近年、個人投資家等向けの商品としてデリバティブを組み込んだ投資信託や仕組み債が増加 しているなど投資商品が多様化する一方、販売チャネルについても登録金融機関や証券仲介業 者への拡大が見られるところです。こうした状況下で、投資家層の裾野を広げ「貯蓄から投資 へ」の流れを着実に加速させるためには、証券会社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投 資性向を踏まえた上で、適切な勧誘・説明を行う態勢を確立する必要があります。

最近の行政処分の事例等においては、複雑な商品についてリスク特性の説明が不適切であったり、投資信託の乗換え勧誘時に、乗換え手数料等の重要事項の説明がない等の例が見受けられます。

こうした現状を踏まえ、ヒアリング等を通じて、どのような法令等遵守態勢の下で、顧客属性、顧客の理解力等に照らしてどのような説明・勧誘を行っているのかについて、実際に証券会社が取扱う商品・サービスに則して検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行うこととしています。

② 相談・苦情への適切な対応

証券会社が利用者からの相談・苦情に対して真摯に対応することは、利用者保護上重要な活動の一つであり、「金融改革プログラム」においても利用者の目線に立った金融機関の相談・苦情処理体制の整備が求められているところです。このため、証券会社が顧客からの相談・苦情に対して誠実かつ適切に対応する体制を整備しているか検証することとしています。

③ 顧客情報の管理態勢の確立

個人情報の保護に関する法律等が施行された本年4月以降においても、個人情報の紛失等の 事実が発生していることを踏まえ、顧客情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るための管理 態勢の構築を改めて促すとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を 行うこととしています。

④ 分別保管の徹底

顧客が安心して証券取引を行うことを可能にするためには、証券会社による顧客資産の分別保管の徹底が不可欠です。証券会社においては、分別保管制度の正確な理解に基づき、顧客資産残高の正確な把握とそれに見合う適切な分別保管がなされる体制を自ら構築する必要があります。こうした認識の下、問題があると認められる場合には、速やかに是正を求めるとともに、必要に応じて監督上の厳正な対応を行うこととしています。

(2) 法令等遵守態勢・適正な内部管理体制の整備

① いわゆる投資銀行業務等に係る法令等の遵守の確保

昨今の新規公開及び企業再編・買収の増加に伴い、証券会社が新規公開及び企業再編・買収の助言並びにそれに伴う多様な資金調達のアレンジ等の業務を行う機会が増加しています。また、証券化商品の組成に関連する業務も増加しており、これらの業務における法令等の遵守を確保することの重要性はますます高まっています。

このため、ヒアリング等を通じて、過去の引受け等の事例に基づき①引受け業務に関して、証券会社は公正な市場を形成するためのゲートキーパーとして、株主間の公平性の確保の観点も含めた適切な引受け審査態勢を整備しているか、②募集・売出しの取扱いにおいて、証券会社が投資者への配分に関して公表している基本方針に従って適切に配分する態勢を確立しているか、③証券会社は、チャイニーズ・ウォールを整備し、法人関係情報の管理を徹底する態勢を構築しているか、④証券会社の業務が伝統的な証券業務以外の業務に多様化する中、証券会社が広範囲の業務の間での利益相反の防止を適切に行っているか等について検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行うこととしています。

なお、上記④の利益相反の防止については、証券会社グループがプリンシパル・インベストメント業務を行っている場合に一層重要となることに留意します。

② 売買管理・審査態勢の構築

証券市場において公正な価格形成が行われるためには、市場仲介者たる証券会社がルールに 則った適正な売買が行われるための売買管理・審査態勢を構築する必要があります。

しかしながら、最近の行政処分の事例等によれば、①顧客の注文が作為的相場形成に該当することを知りながら当該注文を受託する例、②自己売買に特化する証券会社が自ら作為的相場

形成を行う例が見受けられます。

また、近年のインターネット取引の増加に伴い、電子的に受託する売買注文の適正な管理態勢の構築が大きな課題となっています。このため、平成 15 年には証券会社の売買管理が十分ではないと認められる状況が法令違反に追加された他、現在、金融庁からの要請を受けて、各証券取引所と日本証券業協会のワーキンググループにおいて、インターネット取引の売買管理・審査態勢についての検討が行われています。

こうした現状を踏まえ、証券会社の売買管理・審査態勢について検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行うこととしています。

③ 最良執行義務の導入

証券会社に対しては、平成 16 年の証券取引法改正により最良執行義務が導入されたところです。最良執行方針等の作成、公表、執行、交付及び最良執行説明書の交付等を適正に行っているか検証するとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行うこととしています。

④ システム管理態勢の適切性の確保

証券会社の情報伝達システムが高度化・複雑化し、インターネット取引等の電子的システムを利用した取引が増加するなかで、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客に与える影響が大きくなっています。このため、証券会社のシステム管理態勢について、ヒアリング等を通じて重点的に検証を行うこととしています。また、システム障害が発生した場合の対応やシステム管理態勢について問題が認められる場合には監督上の厳正な対応を行うこととしています。

さらに、合併等に伴うシステム統合やシステムに大きな負担がかかることが想定される新サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合等に向けたスケジュール及び進捗状況について、的確に把握することとしています。

3. 財務の健全性の確保

自己資本規制は、証券会社が財務の健全性を維持しつつ業務を行う上で極めて重要な規制であることから、仮に自己資本規制比率が法令に定める水準を下回った場合や自己資本規制比率の算出方法を誤っていた場合には、速やかに改善を求めるとともに、自己資本規制比率の変動が大きい証券会社についても適切な対応が検討されているかについて、ヒアリング等を通じて適切にモニタリングを行うこととしています。

プリンシパル・インベストメント業務を拡大している証券会社グループについては、同グループ 全体のリスク管理態勢を検証し、証券会社の財務の健全性に与える影響を的確に把握することとしています。

国際的に活動する証券会社グループについては、金融コングロマリット監督指針を踏まえつつ、 グループ全体でリスクに見合う適正な自己資本が確保されているかについて決算ヒアリング等を通 じて検証することとしています。

4. 登録金融機関と証券仲介業者に対する監督

近年、登録金融機関及び証券仲介業者を通じたチャネルの拡大が急速に進んでいます。登録金融機関及び証券仲介業者に対する監督においては、各業態の特性に配慮しつつ、上記 1. ~3. の重点事項を踏まえた監督を行うこととしています。

その際、特に、登録金融機関については、銀行業等の他の業務と証券業務の利益相反の防止等について適正な法令遵守態勢・内部管理体制の構築が求められることに留意することとしています。 また、証券仲介業者の所属証券会社が当該証券仲介業者の業務内容や勧誘態勢等を適切に把握する態勢がとれているかについても検証することとしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「「平成17事務年度証券会社向け監督</u> 方針」の公表について」(平成17年10月4日) にアクセスして下さい。

地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17 年~18 年度) に基づく地域密着型金融推進計画の概要について

1. はじめに

中小・地域金融機関(地銀・第二地銀・信金・信組)は、本年3月に金融庁が公表した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」(以下「新アクションプログラム」という。)に基づき、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の一層の推進を図るため、18年度までの「重点強化期間」における①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、に向けた取組みについて、「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定・公表するとともに、8月末までにその内容を当局に提出しました。

金融庁は、去る 10 月 26 日、提出された推進計画について、その概要を取りまとめ、公表しました。

2. 推進計画の概要

推進計画の策定・公表に当たっては、新アクションプログラムにおいて、各金融機関は、地域の特性等を踏まえた個性的な計画を策定した上で、その実施に当たっても、自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することを要請しています。

今回、推進計画を策定・公表したのは 585 金融機関(地方銀行 65 行、第二地方銀行 48 行、信用金庫 297 金庫、信用組合 175 組合)ですが、それぞれが過去 2 年間の取組みや地域の特性や利用者ニーズ等を反映した多様な推進計画を策定、また公表方法にも工夫がみられました。

(1) 金融機関の特色ある取組み事例等

各金融機関の推進計画においては、以下のような特色ある事例等がみられました。

この中でも、「創業・新事業支援機能等の強化」、「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」、「地域の利用者の利便性向上」に関しては、特色ある取組みが比較的多くみられます。これは各金融機関が自らの所在する地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえて、ビジネスモデルを構築しようとする意欲の具体的な現われではないかと考えられます。

他方、例えば、「事業再生に向けた積極的取組み」等に関しては、各地域共通の手法を挙げている計画が多く、その文面からは地域経済との具体的なかかわりがなかなか伝わってきませんが、個々のケースにおいては、各地域の産業構造等を踏まえつつ、地域のネットワークを通じて取組みがなされている例も多いものと思われます。

| I 「事業再生・中小企業金融の円滑化」に関する特色ある取組み事例

① 創業・新事業支援機能等の強化

- ・地元大学と共同で「特許公開プラザ」を開催し、大学の持つ特許を一般企業に個別に紹介する。また、支店長クラスの行員 100 名を地元大学の産学連携協力員として養成し、知的財産の極渡しを行う
- ・県内総生産に占める割合が高い、アグリビジネス(農業及びその関連産業)や医療・介護事業への取組みを強化する。

② 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- ・県内情報にとどまらず、九州地区等からの情報を広く収集し、取引先のビジネスマッチング、 M&A等の経営支援を図るため、第二地方銀行 8 行で創設した情報ネットワークを積極的に 活用する。
- ・国際ビジネス支援業務として、中国において現地法人を設立する際のコンサルティング業務

を商品化する。また、上海において同地に駐在員事務所を構える銀行が共同でビジネス商談会を開催する。

③ 事業再生に向けた積極的取組み

- ・経営不振に陥っている複数の温泉旅館を、地域再生ファンドを活用して設立する新会社に経 営統合し、実績のあるターンアラウンドマネージャーを招へいし、短期間に企業価値を高め、 地元企業への売却を目指すことにより、温泉街全体(面)の再生に取り組む。
- ・府内の地域金融機関等で構成する「企業再生担当者会議」等にて情報交換、再生ノウハウの 共有化を進める。

④ 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

- ・地元の地方銀行を幹事行とする全国版CLO構想を発表し、今後、全国の地方銀行において 取組みが可能となるスキームを構築し、証券化を実施する。
- ・不動産担保・保証にかわる事業価値に着目した知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資等の導入を推進する。

Ⅱ「経営力の強化」に関する代表的な取組み事例

① リスク管理態勢の充実

・自己資本比率の算出方法の精緻化やリスク管理の高度化のための態勢整備に向けた取組みを 進める。

② 法令等遵守態勢の強化

・顧客情報の管理徹底に向けた取組みを強化する。

③ ITの戦略的活用

インターネットバンキングの機能拡充やICキャッシュカードを導入する。

Ⅲ「地域の利用者の利便性向上」に関する特色ある取組み事例

地域の利用者の利便性向上

- ・信用金庫の理事長・役職員が地域の小中学校を訪問し、金融の仕組みや地域金融機関とは何かを分かりやすく講義することにより、地域における信用金庫の存在意義を示しながら、地域活性化への取組みを推進する。
- ・環境・防災関連商品の提供を通じ、顧客と環境に対する配慮や防災意識を共有化する。
- ・代表的な地場産業である瓦の利用を促進するために、この瓦を利用した住宅を対象とした低利融資商品を推進する。

「地域密着型金融推進計画」の概要及び具体的取組み事例については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成 17~18 年度)』に基づく『地域密着型金融推進計画』の概要について」(平成 17 年 10 月 26 日)にアクセスし、『「地域密着型金融推進計画」の概要について』、『「地域密着型金融推進計画」に記載された具体的な取組み事例(別添1)』を参照してください。

(2) 数値目標を設定した取組み

新アクションプログラムにおいては、推進計画の策定に当たり、目指すべき姿が地域の利用者に十分理解されるよう、自らの経営判断の下で、可能な限り、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を盛り込むよう努めることを要請していたところです。

これを踏まえ、各金融機関の推進計画においては、各種の経営指標に加え、取引先企業に対する経営改善支援やそれによるランクアップ、ベンチャー等の創業・新事業支援といった、新旧の借り手への一段踏み込んだ支援や、「目利き能力向上」のための足元の人材育成、といった個々の分野での取組み強化について、相当数の金融機関があえて自主的に数値目標を掲げ、改善を図ろうとしていることは注目に値するものと考えられます。

「地域密着型金融推進計画」に掲げられた数値目標の主な事例については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成 17~18 年度)』に基づく『地域密着型金融推進計画』の概要について」(平成 17 年 10 月 26 日)にアクセスし『「地域密着型金融推進計画」に掲げられた数値目標の主な事例(別添 2)』を参照してください。

(3)全体的な評価等

以上のような各金融機関の推進計画について、全体としてみると、地域密着型金融の本質(注 1)や地域の特性・利用者ニーズに応じた「選択と集中」を踏まえつつ、旧アクションプログラム(注 2)における集中改善期間(15~16 年度)の成果の上に、それなりのメリハリを持った取組み、目標設定を行っているものと評価しています。

- (注 1) 金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資 先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益 向上を図ること。
- (注2)「リレーションシップバンキングの機能強化の推進に関するアクションプログラム」(15年3月28日金融庁)

金融庁としては、各金融機関が、自ら推進計画に盛り込んだ各種の取組みを着実に推進していくことにより地域密着型金融の一層の推進を図り、地域経済の再生・活性化、中小企業金融の円滑化、金融機関の経営力の強化を図るとともに、地域の利用者からの十分な信認が得られることを期待しています。

なお、金融庁としては、今後、地域密着型金融の機能強化を確実に図るため、半期毎に推進計画の進捗状況についてフォローアップを行っていくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「『地域密着型金融の機能強化の推進に 関するアクションプログラム(平成17~18年度)』に基づく『地域密着型金融推進計画』の概要に ついて」(平成17年10月26日)にアクセスして下さい。

【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第163回特別国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本郷は、「銀行法等の一部を改正する法律」についてです。

銀行法等の一部を改正する法律

1. 改正の経緯

「銀行法等の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。) は、平成 17 年 10 月 4 日に内閣より第 163 回特別国会に提出され、原案のとおり、10 月 20 日に衆議院において可決、10 月 26 日に参議院において可決・成立し、11 月 2 日に公布されました。

今回の法改正では、**預金者等の利便性の向上と銀行経営の効率化を図ることを目的に、①銀行代理店制度の見直し(銀行代理業制度等の創設)、②銀行等の子会社規制・業務規制等の緩和、③銀行等の適切な業務運営確保のための措置を講ずることとしています。**

2. 銀行代理業制度の創設

(1) 背景

銀行代理店制度については、これまでも設置・廃止に係る認可制から届出制への変更、代理業務範囲の拡大、金融機関代理店制度の創設・拡大等の累次の規制改革を進めてきたところですが、現在においても、①法人代理店が100%子会社等に限定されているほか、②代理業務以外の業務の兼営が禁止されています。

このため、代理店は、潜在的に有効な販売チャネルであるにもかかわらず、機動性や柔軟性に 欠け、多様な顧客ニーズに対応することが困難であるため、十分活用されておらず、金融業界からは、出資規制の撤廃・緩和、業務範囲の更なる拡大などの要望がかねてより提出されてきました。

また、金融審議会は、平成 14 年 9 月 30 日、「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」において、「・・・一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる」と答申しており、最近の金融制度改革においては、このようなビジョンに沿って、証券仲介業の創設(平成 16 年 4 月 1 日施行)及び銀行等に対する解禁(同年 12 月 1 日施行)、信託契約代理店等の創設(同年 12 月 30 日施行)など、金融商品・サービスの提供チャネルの多様化・拡充が図られてきています。

こうした中で、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」こととされました。

これらを踏まえ、金融審議会金融分科会第二部会では、銀行代理店制度の見直しについて昨年12月から本年2月にかけて3回の審議を行い、本年2月2日に<u>「銀行代理店制度見直しの論点整理」</u>が取りまとめられた。そこでは、銀行代理店制度の見直しの基本的方向性として、「預金者保護、円滑かつ確実な決済システムの維持、金融システムの健全性を確保するための制度を整備することにより、・・・出資規制や専業規制などは撤廃することができる」とされており、今回の改正は、同部会の報告書や審議の内容を踏まえたものとなっています。

(2) 銀行代理店制度見直しの考え方

今回の改正の基本的な考え方は、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにあります。このため、一般の事業者が銀行代理業に参入するにあたって求めていた銀行との出資関係を不要とするとともに他業の兼営についても可能としました。他方、銀行代理業の適正かつ確実な遂行を確保するため、銀行代理業への参入を許可制とし、他業の兼営については個別承認制とするとともに、利用者保護や銀行の健全性を確保するための措

置を講ずることとしました。

3. 銀行代理業制度の概要

(1) 銀行代理業の定義

「銀行代理業」を、銀行のために、銀行の本業であるイ)預金又は定期積金等の受入れ、ロ) 資金の貸付け又は手形の割引、ハ)為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれか を行う営業(改正後の銀行法第2条第14項。以下引用条文は、特記ない限り、改正後のものと します。)と定義し、銀行代理業制度の対象としました(したがって、例えば銀行が行う証券業 の仲介は証券仲介業として証券取引法の規制対象となります)。

(2) 銀行代理業への参入

① 許可制の導入

銀行代理業者は、決済や貸付けといった経済的に重要な機能の一部を担うこととなり、適切な業務運営がなされない場合には、決済システムや顧客保護に問題を生じるおそれがある。今回、幅広い一般事業者に銀行代理業への参入を認めるにあたっては、こうした銀行代理業の特殊性にかんがみ、適格者であることを審査するため、銀行代理業への参入について許可制を導入することとしました(銀行法第52条の36第1項)。

許可の申請書には、①商号、名称又は氏名、②法人であるときは、その役員の氏名、③銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地、④所属銀行の商号、等を記載し、銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書類等を添付(銀行法第52条の37)し、管轄の財務局に提出することとしました。

② 許可の基準

銀行代理業の許可にあたって、当局は、①銀行代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること、②人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること、③他に業務の営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であることを基準として審査することとしました(銀行法第52条の38第2項)。

なお、審査基準に照らして公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可に条件を付し、及びこれを変更することができることとしており、例えば、他に営んでいる業務の内容に応じて銀行代理業の業務内容に条件を付すことができます(銀行法第52条の38第1項)。

③ 兼業承認制の導入

銀行代理業者は、銀行代理業及びこれに付随する業務以外の業務(他業)を、当局の承認を受けて営むことができることとしました。この点は、上記のように、銀行代理業の許可手続において既に営んでいる他業について銀行代理業に支障を及ばすおそれがないか審査するほか、許可を受けた後に、新たな他業を営もうとするときには、同じ基準による個別の承認手続を要することとしたものです(銀行法第52条の42第1項)。

(3) 銀行代理業の業務のあり方

① 顧客に対する明示

銀行代理業者は、銀行代理行為(銀行法第2条第 14 項各号に掲げる行為)を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、所属銀行の商号、代理か媒介かの別等を明らかにしなければならないこととしました(銀行法第52条の44第1項)。

② 預金者等に対する情報の提供

銀行代理業者は、銀行による預金者等に対する情報提供義務(銀行法第 12 の2第1項)と同様、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととしました(銀行法第 52 条の 44 第 2 項)。

③ 健全かつ適切な運営の確保措置

銀行代理業者は、上記(1)、(2)のほか、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととしました (銀行法第 52 条の 44 第 3項)。

④ 銀行代理業に係る禁止行為

銀行代理業に関し、顧客に対し、①虚偽のことを告げる行為、②不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、③優越的地位を不正に利用して、他の取引を行うことを条件として貸付け又は手形の割引の代理又は媒介を行う行為、④所属銀行の取引の通常の条件に照らして有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引の代理又は媒介をする行為、など顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある行為を禁止行為として定めました(銀行法第52条の45)。

⑤ 標識の掲示

銀行代理業者に許可を受けた者である旨の標識の掲示を義務付けるとともに、顧客が無許可の者との間で取引するという事態の発生を防止するため、銀行代理業者でない者には、銀行代理業者の標識又は銀行代理業者と誤認させるような類似する標識の掲示を禁止することとしました(銀行法第52条の40)。

⑥ 名義貸しの禁止

許可制の趣旨の潜脱防止の観点から、銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならないこととしました (銀行法第52条の41)。

⑦ 分別管理

銀行代理業者は、銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、自己の固有財産と分別して管理しなければならないこととしました(銀行法第52条の43)。

具体的に、顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、自己の固有財産と保管場所を明確に区分し、かつ、どの所属銀行に係るものか直ちに判別できる状態で管理することとなります。ただし、金銭については、当該金銭についてどの所属銀行の金銭であるかが帳簿により直ちに判別できる状態で保管することは認められるものと考えられます。

⑧ 銀行代理業者の休日及び営業時間等

決済システムの安定性確保の観点から、当座預金の代理を行う銀行代理業者の休日及び営業時間については、銀行同様、銀行法上の法定休日及び営業時間(午前9時から午後3時まで)の規制を課すこととしました(銀行法第52条の46)。

特定銀行代理行為を行わない営業所又は事務所については、当該規制は適用しないこととし、 また、銀行法上の法定休日及び営業時間以外の時間に営業することを妨げるものではありませ ん。

(4) 経理等

① 銀行代理業に関する帳簿書類

銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、銀行代理業者に対し、銀行代理業に関する帳簿書類の作成、保存を義務付けることとしました (銀行法第52条の49)。

② 銀行代理業に関する報告

銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、銀行代理業に関する報告書を作成し、当局に提出するとともに、当局は、当該報告書を公衆の縦覧に供することとしました(銀行法第

52条の50)。

③ 所属銀行の説明書類等の縦覧

顧客への情報開示の観点から、銀行代理業者は、所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行 持株会社が銀行法の規定に基づき作成し、公衆の縦覧に供するいわゆるディスクロージャー誌 を銀行代理業を営む営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないことと しました (銀行法第52条の51)。

(5) 所属銀行等

① 所属銀行制の採用

仲介行為としては、①所属会社制(特定の会社のために行うもの)と②仲立人制(ブローカー)が考えられますが、銀行代理業制度については、銀行代理業者は、「所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない」(所属銀行制)こととし、第一義的には、所属銀行によって銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保する制度としました(銀行法第52条の36第2項)。

なお、銀行代理業者は、複数の所属銀行のために銀行代理業を営むことが可能です。

② 所属銀行による銀行代理業者に対する指導等

所属銀行は銀行代理業者に対し業務の指導その他銀行代理業の健全かつ適切な運営の確保を 義務付けることとしました (銀行法第52条の58)。

③ 所属銀行の賠償責任

所属銀行は、銀行代理業者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負うこととしました。他方、 所属銀行等が委託を行うことについて相当の注意をし、かつ、顧客に加えた損害の発生の防止 に努めたときは、免責される旨規定していますが、民法の使用者責任について判例上免責が認 められた例は見当たらず、事実上無過失責任に近い運用がなされているといわれることから、 実際に免責が認められる場合は限定されるものと考えられます (銀行法第52条の59)。

④ 銀行代理業者の原簿

所属銀行は、銀行代理業者に関する原簿を備え置かなければならないこととし、預金者等の利害関係人は、所属銀行に対して、当該原簿の閲覧を求めることができることとしました (銀行法第52条の60関係)。

(6) 銀行代理業者に対する監督

当局は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行代理業者に対し、報告徴求 (銀行法第 52 条の 53)、立入検査 (銀行法第 52 条の 54) をすることができるほか、業務改善命令等 (銀行法第 52 条の 55)、銀行代理業の許可の取消し、銀行代理業の全部又は一部の停止 (銀行法第 52 条の 56) を命じることができることとしました。

(7) 適用除外

銀行その他の金融業を行う者(長期信用銀行、信用金庫等の預貯金取扱金融機関を定める予定としている。)は、許可を受けなくとも銀行代理業を営むことができることとし、銀行代理業に係る必要な規制を適用することとしました(銀行法第52条の61)。

(8) 協同組織金融機関等の代理店制度の見直し

長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協漁協(これらの連合会を含む)及び農林中央金庫についても、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律(以下「協金法」という。)、農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法の改正により、銀行代理業制度と同様の制度の整備を行いました。

4. 子会社規制、業務規制等の緩和

(1) 従属業務会社の共同設立の解禁

現行銀行法上、銀行が従属業務(営業用不動産管理業務、福利厚生業務、ATM保守・点検業務、現金等集配業務など)を営む会社を子会社とする場合は、銀行に対する他業禁止の趣旨等から、当該銀行グループ(銀行、銀行持株会社、これらの子会社)からの収入依存度(収入の額が総収入の額に占める割合)が50%以上でなければならないこととされています。

また、収入依存度を満たす会社でなければ、銀行及びその子会社は合算して当該会社の5%超 (銀行持株会社及びその子会社は合算して15%超)の議決権を保有することができません (銀 行法第16条の3)。

このため、複数の銀行グループが共同で従属業務会社を設立することはできなくなっています。 今回の改正では、銀行の経営の効率化等に資するよう、従属業務を営む会社について、当該銀行 グループ及び他の複数の銀行グループ等の合計の収入依存度が一定の割合を超えているとき、複 数の銀行グループ等による従属業務会社の共同設立を認めることとしました。

(2) 信用金庫法等の証券業務等の認可制の廃止

信用金庫は、証券業務、信託業務、担保付社債に関する信託業務を行おうとするときは、証券取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、担保附社債信託法に基づく登録等を受けるとともに、別途、信用金庫法の規定に基づく認可を受けなければなりませんが、当該信用金庫法に基づく認可については廃止することとしました。併せて、信用金庫法に基づく地方債等の募集又は管理の受託に係る認可についても廃止することとしました(信用金庫法第53条、第54条)。労働金庫、(労働金庫法第58条、第58条の2)、信用組合(協金法第3条)、農協(農業協同組合法第10条)、漁協(水産業協同組合法第11条、第87条、第93条、第97条)及び農林中央金庫(農林中央金庫法第54条)においても同様の改正をしました。

5. 適切な業務運営確保のための措置

(1) アームズ・レングス・ルールの見直し

身内であるがゆえに成り立つ取引条件が結果として預金者などの利益を害するのを防止するための措置として、銀行と特定関係者又は特定関係者の顧客との間で、当該銀行の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与える取引等を行ってはならないこととされています(いわゆるアームズ・レングス・ルール)。銀行代理業制度の創設に伴い、銀行代理業者が所属銀行に不当な影響力を行使する弊害防止等の観点から、特定関係者に、銀行代理業者を含めることとしました(銀行法第13条の2)。

(2) 銀行等の業務に係る禁止行為

銀行代理業者を銀行法上、正面から位置付け、銀行代理業に係る禁止行為を具体的に明記 (銀行法第52条の45) したことから、銀行本体についても、これまでの監督行政上の経験等を踏まえ、同様に、典型的な禁止行為を明記することとしました (銀行法第13条の3)。

具体的には、①顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、②不確実な事項について断定的判断を 提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、③優越的な地位を不正に 利用して、密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、 又は信用の供与を約する行為、など顧客の保護に欠けるおそれがある行為を禁止行為として定め ました。

(3) 銀行等の業務委託先への報告徴求、立入検査

銀行業務の効率化等の観点から、銀行においては業務の外部委託が行われていますが、近年、システムトラブルや顧客情報の漏えい等の問題も生じており、銀行の業務の健全かつ適正な運営の確保を図るためには、銀行本体に対する報告徴求・立入検査だけでは十分な対応が行えないおそれがあります。

このため、銀行等(銀行又は銀行持株会社をいいます。)に対する検査・監督をより実効性のあるものにするため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認める

ときは、その必要の限度において、当該銀行等の子会社のほか、①銀行等が経営を支配している 法人、②銀行等から業務の委託を受けた者(銀行代理業者を除く。)に対し、当局は、直接に報 告徴求及び立入検査をすることができることとしました(銀行法第 24 条、第 25 条、第 52 条の 31、第 52 条の 32 関係)。

なお、「銀行等から業務の委託を受けた者」とは、例えば、銀行の付随業務の委託先や業務を営むために必要な事務(システム管理等)の委託先などが該当するものと考えています。

(注)上記1から3までについては、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協漁協及び農林中央金庫についても同様の措置を講じました。

(4) 銀行等の中間決算公告、ディスクロージャーの義務化

新しい自己資本比率規制(バーゼルII)においては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められているなど、情報開示の重要性は一層高まっています。このような動きを踏まえ、情報開示の一層の充実を図る観点から、銀行及び銀行持株会社について、これまで年度単位であった決算公告、ディスクロージャー誌の公衆縦覧について、中間営業年度(4月~9月)についても義務付けることとしました(銀行法第20条、第21条、第52条の28、第52条の29)。

6. 施行期日等

(1) 施行期日

改正法は、公布の日(平成17年11月2日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行されます(平成18年4月1日の施行を予定しています。)(**附則第1条**)。

(2) 経過措置

- ① 改正法の施行の際現に銀行代理業等を営んでいる者(旧銀行法第8条第1項の規定により 設置された代理店において銀行代理業を営む者、銀行等を除く。)は、引き続き銀行代理業等 を営む場合においては、施行日から起算して三月以内に銀行代理業の許可を受けなければなり ません(附則第2条、第10条、第12条から第14条まで、第17条、第20条、第24条)。
- ② 改正法の施行の際現に旧銀行法第8条第1項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者(銀行等を除く。)は、施行日において銀行代理業等の許可を受けたものとみなして銀行法等の規定を適用します。なお、この場合においては、施行日から起算して三月以内に銀行代理業の許可の申請書の記載事項等を提出しなければなりません(附則第3条第1項、第2項、第11条第1項、第2項)
- ③ 改正法の施行の際現に旧銀行法第8条第1項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む銀行等は、施行日から起算して三月以内に銀行代理業の許可の申請書の記載事項等を提出しなければなりません(附則第3条第4項、第11条第4項)。
- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「組織・制度について」内にあります「国会提出法案等」の「国会提出法案」第163回国会における金融庁関連法律案にアクセスしてください。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは**「会計士監査の品質管理」**です。

監査法人や公認会計士は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って企業の財務諸表等の監査 を実施し、その結果に基づいて財務諸表等に対する意見を表明することとされています。一般に公正 妥当と認められる監査の基準には、企業会計審議会から公表されている監査基準があります。監査基 準の中には、監査の品質管理のために遵守すべき基準が含まれています。

企業会計審議会は、監査法人の審査体制や内部管理体制等の監査の品質管理に関連する非違事例が発生したことなどに対応し、平成17年1月の総会において、監査の品質管理の具体化・厳格化等に関する審議を開始することを決定し、10月28日に監査基準を改訂するとともに、公認会計士による監査業務の質を合理的に確保するために、監査基準とは別に独立の「監査に関する品質管理基準」を設定しました。

改訂された監査基準では、「すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理」のことを品質管理としています。また、「監査人は、自らの組織として、品質管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。」とされています。

監査に関する品質管理基準では、品質管理には、監査事務所が遵守すべき品質管理と個々の監査業務を実施する監査実施者が遵守すべき品質管理があることから、項目ごとに監査事務所に適用される基準と監査実施者に適用される基準に分けて規定を設けています。**監査に関する品質管理基準の主な項目は以下のようになっています。**

- ① 品質管理のシステムの整備及び運用
- ② 職業倫理及び独立性
- ③ 監査契約の新規の締結及び更新
- ④ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ⑤ 業務の実施(監査業務の実施、監査業務に係る審査 等)
- ⑥ 品質管理のシステムの監視
- ⑦ 監査事務所間の引継
- ⑧ 共同監査

なお、監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会 が作成しています。品質管理に関しては、日本公認会計士協会から監査基準委員会報告書第 12 号「監 査の品質管理」等が公表されており、これらも監査法人や公認会計士が遵守すべき監査の基準となりま す。

また、監査の品質管理に関しては、平成 11 年より日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」が実施されています。「品質管理レビュー」とは、監査事務所が行った監査の品質管理の状況等を協会の専任者がレビュー(調査)し、必要に応じて監査事務所に対して改善勧告する制度です。平成 16 年4月からは、「品質管理レビュー」の一層の機能向上、監査事務所における監査業務の充実・強化等を図るために、金融庁に設置された公認会計士・監査審査会が、「品質管理レビュー」の審査を行い、必要に応じて協会、監査事務所等に対する検査を実施しています。

【金融ここが聞きたい!】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答(Q&A)などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

今号の「金融ここが聞きたい!」は、10月31日に就任されました与謝野馨金融・経済財政担当大臣の大臣就任会見より金融関係の部分を抜粋しました。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの**「記者会見概要」**のコーナーにアクセスしてください。

【就任記者会見冒頭:与謝野新大臣発言】

本日の内閣改造で、金融担当と経済財政担当に任命されました。与えられた職責を全力を挙げて全うしたいと思っております。

金融行政に関しましては、関係者の相当な努力によって不良債権比率も主要行で3%を切り、またその他の金融機関でも大体5%台になったということで、大変この間、苦しい思いをされた方がたくさんおられると思いますが、これからはいよいよ金融機関がリスクをとって、日本の経済発展のために金融活動を再スタートしなければならない時期が来ていると思っております。

金融行政そのものは、やはり非常に権力行政の側面があって、私は権力というのは抑制的に使わなければならないと思いますし、また権力は国民経済、あるいは国民一人一人のために使わなければならないと思っています。生損保の商品の銀行での窓口販売もできるようになりましたし、また、この国会では銀行の代理店に関する法改正もようやく実現をいたしました。そういう中で、これからは色々な新手の投資の商売と申しますか、そういうものが幾つも出てまいります。こういうものをどう国民の財産が安全に運用されるかという観点から、一定の法改正も必要になってくるのではないかと個人的には思っています。

また、企業買収等に関する法制に不備があるのかないのかというのは、やはり実際起きたこと、また 学問的な研究も方々でされていますので、そういうことも法制的に必要かどうかということは、研究す る必要があると思っています。

Q: 地域金融機関を含めた金融システムの現状について、どういう認識 でおられますか。

A: 金融機関の本来の任務と申しますか、業務は、リスクテイキングだと思っておりまして、それが ない金融は、経済の活性化にはつながらないと思っています。

日本の金融システムは、私は極めてよくできているだろうということを前提にいつも物事を考えております。確かにオーバーバンキングとか、そういう問題はあるわけですけれども、これは自然の中で解消せざるを得ない問題だろうと思っています。

日本の金融システムの直近の課題ではありませんが、いずれシステムとして直面する一番大きな問題は、郵便銀行がどういう形で金融システムの中に入ってくるかということだろうと、私は想像しております。

Q: いわゆるオーバーバンキングは、何を指しているとお考えですか。

A: この問題は、相当この 10 年ぐらいで整理はされたと思っています。それは、合併によっても整理されましたし、また支店を閉鎖するとか、経営判断によっても相当支店の数などは整理されたと思っていますが、やはりまだまだ諸外国に比べて、多分金融機関の数は多いと思います。これは単純に

外国に比べていいのかという問題があって、それはやはり日本の経済風土とか、今までの取引関係とか、色々なことによって決まってくると思います。それでもこれだけの金融機関を維持できる経済なのかという、そこの根本は考えなければいけないと私は思っています。

Q: それは長期的には金融機関の数は減らしていった方がいいとお考え ですか。

A: 日本の経済の規模に合ったものが金融機関の数に多分なるのだろうと思います。これはそれぞれ の金融機関がこうした方がいいということで、御自分で決める話でして、金融庁が権力的にやめろと か、小さくなれとかという話ではないと私は思っています。

Q: 金融行政について、今後、特にどういうところに力を入れてやって いきたいとお考えですか。

A: 金融行政は、やはり透明性が必要ですし、国民の金融資産を守るためには、やはり検査も適正に 行われる必要があると思っています。一般の金融機関については余り心配をしておりませんが、金融 行政の中で広い意味での金融行政としてはやはり新手の金融商品で善良な市民が、間違ったことに巻 き込まれることをどう防ぐとか、或いは証券取引が透明性と公正性を持って行われるかどうかとか、 そういうことはいつも金融庁としては見張っていなければならないと思っています。

プラス、これはそれぞれの金融機関の経営判断であるわけですが、リスクテイキングができるような物の考え方、あるいは審査体制、そういうものはやはりきちんとしていただかなければならないと思います。またこの政策金融機関の改革の中で、やはり心配しておりますのは、小企業や零細企業に対する今後の融資体制というのがどうなっていくのかということは、いわゆるマーケットメカニズムとは別に、やはり一定の社会政策的な意味で、政治としては心配しなければならないことだと私は思っています。

(平成17年10月31日(月)就任記者会見 抜粋)

【お知らせ】

金融庁は、財務局(近畿、関東)、地方公共団体(大阪府、千葉県)との共催により、地域の住民の方々を対象に、身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方を考えることの重要性について理解を深めてもらうためのシンポジウムを大阪府、千葉県で開催します。

本シンポジウムは、「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携」を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体(大阪府、千葉県)への支援の一環として開催するものです。

記

1. 大阪シンポジウム

- 開催日時 平成 17 年 12 月 17 日 (土) (午後 1 時 30 分~午後 4 時 30 分)
- 開催会場 クレオ大阪北 (大阪市立男女共同参画センター北部館) ホール (大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号)
- **主 催** 金融庁、近畿財務局、大阪府
- 後 援 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、大阪府金融広報委員会
- プログラム(予定)
 - 13:00~ 開場・受付
 - 13:30 主催者挨拶(森本 学 近畿財務局長)
 - 13:40 基調講演(後藤田 正純 内閣府大臣政務官)
 - 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション

コーディネーター

藤沢 久美 (シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

パネリスト(順不同)

生島 ヒロシ (キャスター)

川北 英隆 (同志社大学政策学部教授)

高見 一夫 (NPO 法人おおさか元気ネットワーク副理事長)

プレゼンテーター

金融経済知識の普及活動の実践者:稲岡 真理子(ライフマネジメント研究所長) 金融経済知識の習得に取り組んでいる方:大久保 育子(グループOLC代表) 地域再生計画「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」関係の活動者:

法橋 聡(近畿労働金庫 地域共生推進センター長)

16:30 終了

○ **定** 員 300 名程度

2. 千葉シンポジウム

- 開催日時 平成 18 年 1 月 28 日 (土) (午後 1 時 30 分~午後 4 時 30 分)
- 開催会場 ホテルスプリングス幕張スプリングスホール

(千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目11番地)

- **主** 催 金融庁、関東財務局、千葉県
- 後 援 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、千葉県金融広報委員会
- プログラム (予定)
 - 13:00~ 開場・受付
 - 13:30 主催者挨拶(小手川 大助 関東財務局長)

- 13:40 基調講演(櫻田 義孝 内閣府副大臣)
- 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション

コーディネーター

藤沢 久美(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

パネリスト(順不同)

神戸 孝 (FP アソシエイツ&コンサルティング(株代表取締役)

中原 秀登 (千葉大学法経学部教授)

板庇 明 (ビジョナリー・エクスプレス㈱代表取締役社長)

プレゼンテーター

金融経済知識の普及活動の実践者

金融経済知識の習得に取り組んでいる方

地域再生計画「地域の活力・中小企業再生プラン」の実践者

16:30 終了

○ 定 員 300 名程度

3. 応募要領

お金の使い方や地域社会の問題に関心をお持ちの一般住民の方からの参加を募っております(参加費無料)。

申込みにあたっては、大阪府又は千葉県のホームページ若しくはハガキ、FAX、E-mail により受付をします。席に限りがありますので、申込み期限内であっても、定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

〇 大阪シンポジウム

大阪府ホームページ

http://www.pref.osaka.jp/kikaku/chiikisaisei/index.html

・ 参加申込みに関する問合せ先

大阪府企画調整部企画室事業調整グループ

(TEL 06-6941-0351 (内線4412・4414))

〇 千葉シンポジウム

千葉県ホームページ

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_keishi/sinpo.html

・ 参加申込みに関する問合せ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

(TEL 043-223-2707)

○ 「金融庁 電子申請・届出システム」ご利用のお願いについて

電子政府構築への取組の一環として、金融庁においても、24 時間 365 日受付可能な<u>「金融庁 電子申請・届出システム」</u>を運用しています。これにより、パソコンで作成した申請書類を、電子データのまま職場などからインターネットを利用して申請・届出をすることができます。さらにホームページには体験版も用意していますので、はじめての方でも画面を見ながら順を追って試すことができます。

現在、当庁が扱う1,550手続について、このシステムによる申請・届出が可能となっています。

なお、手続の案内画面からは申請・届出等の様式をダウンロードできますので、こちらもご活用ください。

「金融庁 電子申請・届出システム」のメリット

職場にいながら申請・届出

行政窓口へ書類を持参・郵送する必要がありません。

- (注)添付書類のうち、公的機関証明書等や、地図等電子化すると縮尺が変わるもの等、原本による提出が必須のものがある場合には、電子申請とは別に郵送等で提出していただくことになります。
- 24 時間 365 日受付

いつでも申請いただけるほか、窓口の一元化により、複数の府省庁に同一の申請書類を提出する必要がある場合でも1回の手続で完了します。

審査状況をリアルタイムで確認

現在の状態をご利用のパソコンから照会することが可能です。

手数料も電子納付

インターネットバンキングで電子納付が可能なため、印紙等の送付が必要ありません。

ぜひみなさまの積極的なご利用をお願いいたします。

- ※ 「金融庁 電子申請・届出システム」について、詳しくは金融庁ホームページの<u>「申請・届出等</u> の手続案内」にアクセスしてください。
- ※ また、「電子申請・届出システム」の使い方を解説した<u>「リーフレット」</u>を金融庁ホームページの<u>「申請・届出などの手続案内」</u>に明記しておりますのでアクセスしてください。

O キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機 (ATM) から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

1. 暗証番号管理について

- 他人に暗証番号を教えないこと。(警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。)
- ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。(実際 にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピー され、預貯金が引き出された事件が発生しています。)
- 暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ (暗証番号を推測させる書類等)をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。
- 生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所叉は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号を暗証番号に使用しないこと。(偽造キャシュカードを用いて預貯金が不正に引き出された被害を調査した結果、暗証番号の約4割は生年月日又は生年月日から推察可能な番号でした。)
- ATM の操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。
 - ※ 関東地方や東海地方の金融機関の無人出張所の ATM に、隠しカメラが設置され、暗証番号が 盗撮されたとみられる事案が発生しており、ATM を利用する際は、不審な機械が設置されてい ないか注意すること。

なお、ATMを利用する際に不審な機器等に気づいたら、速やかに金融機関に連絡すること。

2. キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認しましょう。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。
- 他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。
- 盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。(酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。)

(参考:住まいの防犯対策)

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html。その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。

- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。
- 長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い 金融機関に相談すること。

3. 口座管理について

- 長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることになります。こまめに残高照会や記帳するようにしましょう。
- 不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。
- 総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

4. 金融機関のサービスについて

ICキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのATM出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手に活用しましょう。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

- すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、 キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるので、念 のため金融機関に届け出て下さい。
- キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出てください。

O インターネットバンキングにおける不正振込について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が 盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。これらは非常に巧妙に行われるため、 インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

1. ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム(OS)を必ず最新のものにする

● 新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に 最新の状態にするとともに、ウィルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

- 企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない(プレビュー表示もしない)習慣をつけてください。
- 返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客様窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。
- 特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

● スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト(「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト)は絶対に見てはいけません。

4. 不審なCD-ROM等を使わない

● 金融機関を装ってスパイウェアが記録されたCD-ROMを直接送り付けるという事例が発生しています。CD-ROMに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。CD-ROM等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、CD-ROM等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の

フィッシングについて

「フィッシング (Phishing)」とは、金融機関(銀行やクレジットカード会社)などを装った電子メール(このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照)を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。既に大きな被害が発生している米国では、年間で約7,300万人が平均50件以上のフィッシングメールを受け取り、その被害額は約9億3千万ドル(約1,000億円)に達しています(米国ガートナー社調べ)。また、日本国内でも既にインターネットバンキングのIDやパスワード、クレジットカードのカード番号を盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

【フィッシングメール等の例】

①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトで I Dとパスワードを入力させるもの

※ 一見○○サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると○○サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

※ このケースでは、クリックすると本来の○○サービスのサイトが表示されます。 ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第 三者も知っているもの」になってしまいます。

資料 1

このお知らせは○○サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、○○サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

https://www. OO. co. jp/login/index. htm

このお知らせは○○サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、○○サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、*****となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

https://www. OO. co. jp/login/passchange.htm

この手続きを怠りますとお客様が安全に〇〇サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングの I Dやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者 I D、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

- 1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先
- 2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」 としてインストールを要求してくるソフトウエアをダウンロードし、インストールする場合、利用 者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性が あります。

資料2

【参考】

(警察庁 サイバー犯罪対策)

http://www.npa.go.jp/cyber/

(警察庁 セキュリティポータルサイト@police)

http://www.cyberpolice.go.jp/

(警察庁 インターネット安全・安心相談)

http://www.cybersafety.go.jp/

(総務省 国民のための情報セキュリティサイト)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

(総務省 電気通信消費者情報コーナー)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

(経済産業省 セキュリティ政策室)

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html

(情報処理推進機構セキュリティセンター (スパイウェアに係る注意喚起))

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720 spyware.html

(フィッシング対策協議会)

http://www.antiphishing.jp/

〇 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけれど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「ご意見箱」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが 100 字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を 予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新 着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「新着情報メール配信サービ ス」へどうぞ。

【10月の主な報道発表等】

3日(月) アクセス ・ ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に対する投資信託委託業者の認可

4日(火) アクセス ・ 平成17事務年度証券会社向け監督方針の公表

<u>アクセス</u> ・ リプラス・リート・マネジメント株式会社、ジャパン・ホテル・リート・アドバイザー ズ株式会社、クリード・リート・アドバイザーズ株式会社に対する投資信託委託業者 の認可

5日(水) <u>7/セス</u> ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令(案)に対するパブリック・コメントの結果

アクセス ・ 株式会社レートレードに対する行政処分(関東財務局長処分)

アクセス · K 2 Financial 株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)

• 金融審議会金融分科会第一部会開催

7日(金) <u>アクセス</u> ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その36)の 発出

7クセス · 広島大学との連携講座「金融検査・監督の制度と理論」の講義開始について

<u>アクセス</u> ・ 金融庁における法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)に関するアンケート結果の公表

アクセス ・ 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則の改正

アクセス ・ 株式会社日本サクセスに対する行政処分(福岡財務支局長処分)

7/tx ・ 株式会社グランアドバンスに対する行政処分(関東財務局長処分)

アクセス ・ 株式会社ナナミに対する行政処分 (関東財務局長処分)

11日(火) アクセス ・ 第10回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの開催

12日(水) <u>アクセス</u> ・ 保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う保険業法施行令(案)、内閣府令・財務省令(案)、内閣府令(案)等の公表 (パブリック・コメント)

↑アクセス ・ リベラインベスティメント株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)

13日(木) アクセス ・ 貸金業関係統計資料の公表

14日(金) <u>アクセス</u> ・ 事務ガイドライン (第三分野:金融会社関係) の一部改正 (案) に対するパブリック・コメントの結果

アクセス ・ 偽造キャッシュカード問題に関する実態調査結果の公表

<u>アクセス</u>・ キャッシュカードの管理等に関する注意喚起

・ 第30回金融トラブル連絡調整協議会開催

・ 第5回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループ開催

17日(月) 7/22 ・ 株式会社CCFに対する行政処分(関東財務局長処分)

18日(火) | アクセス |・ ジェイ・ビー・リッツ株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)

19日(水) 7½x · FATFによる対抗措置該当国の解除及び非協力国・地域リスト等の公表

20日(木) <u>7クセス</u> ・ 金融審議会金融分科会第一部会(平成 17 年 10 月 14 日開催)公開買付制度等 ワーキング・グループ資料公表 21 日(金) <u>アクセス</u>

<u>アクセス</u> ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その37)の 発出

アクセス アクセス 株式会社神奈川銀行に対する行政処分

- ・ 証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (案)、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、継 続開示課徴金に関する内閣府令(仮)の公表 (パブリック・コメント)
- 第12回企業会計審議会監査部会開催

24日(月) アクセス ・ 金融検査評定制度の英語版の公表

アクセス

アクセス

・ 全国信用情報センター連合会に対する認定個人情報保護団体としての認定

アクセス ・ 株式会社トータルジャパンに対する行政処分(関東財務局長処分)

25日(月) アクセス ・ 預金口座不正利用に係る情報提供件数等の公表

アクセス ・ 中国建設銀行股份有限公司(中国建設銀行)東京支店に対する銀行業の営業免許

アクセス ・ 適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策の公表

26日(火) <u>7½</u> ・ 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成 17~18 年度)に基づく「地域密着型金融推進計画」の公表

アクセス ・ 平成 17 年8月実施「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表

アクセス ・ 株式会社ウエストミンスターに対する行政処分(関東財務局長処分)

アクセス ・ ワールドトレードリンク株式会社に対する行政処分(中国財務局長処分)

27日(木) <u>7½</u> ・ 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム ~お金活き活き、まち活き 活き~」の開催案内

アクセス ・ ディービー・ファイナンス・ジャパン株式会社に対する信託業の免許

アクセス ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等に関する公表

アクセス ・ 株式会社レイアングルに対する行政処分 (関東財務局長処分)

アクセス ・ 株式会社ワールドスコープに対する行政処分(近畿財務局長処分)

28日(金) アクセス ・ 主要行等向けの総合的な監督指針の策定

アクセス ・ 貸出条件緩和債権関係Q&Aの公表

アクセス ・ 明治安田生命保険相互会社等に対する行政処分

アクセス ・ 保険金支払管理態勢の再点検及び不払事案に係る再検証結果の公表

アクセス ・ 公的資金(優先株式等)の処分の考え方について公表

• 企業会計審議会総会開催

・ 企業会計審議会の「監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書の公表並びに監査に関する品質管理基準の設定に関する意見書」の公表

アクセス ・ 静岡県信用漁業協同組合連合会に対する行政処分

・ 東京シティホールディング株式会社に対する行政処分 (関東財務局長処分)

・ 第6回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループ開催

31日(月) <u>アクセス</u> ・ A I F AMアセットマネジメント株式会社、アストマックス株式会社、ユナイテッド 投信株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可

アクセス ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正(案)の公表

(パブリック・コメント)

アクセス ・ 金融庁の国民保護計画の公表

<u>アクセス</u> ・ 日本アセット株式会社に対する行政処分(近畿財務局長処分)

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。